障害福祉サービス及び相談支援において変更届出を行う時の必要書類（変更日から10日以内に届出が必要です）

番号	提出書類	様式	①事業所又は施設名称	②事業所の設置場所又は施設の所在地	③事業者（設置者）の名称	④主たる事務所の所在地	⑤代表者の氏名及び住所、生年月日、住所又は職名	⑥指定に係る事業に関する事業所等（当該事業所）の名称又は所在地	⑦提供する障害福祉サービスの種類	⑧第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者に委託する障害福祉サービスの事業所の名称	⑨事業所又は設備の平面図及び設備の概要	⑩事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	⑪事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	⑫事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	⑬主たる対象者	⑭運営規程	⑮事業所の種別（併設型・空床型の別）	⑯併設型又は空床型における当該施設の入所定員数の推定数又は利用者の推定数	⑰協力医療機関との契約及び当該協力医療機関の名称	⑱他の障害福祉サービス事業者等との連携体制の概要	⑲連携する公共職業安定所等の名称	⑳相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴	留意事項
1	変更届出書	第１３号様式の３	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定相談支援・障害児相談支援の場合は第２号様式
2	指定に係る記載事項	付表	○	○					△	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△（⑨…短期入所、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要　⑨・⑭…記載内容に変更がある場合に必要　⑦・⑧重度障害者等包括支援のみ）
3	定款、寄付行為の写し（原本証明が必要）※就労継続支援Ａ型のみ				○	△	△	○															△（変更がある場合に必要）
4	登記事項証明書				○	○	○	○															
5	従業者等の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式１										△	△	△			△	△				△	△（人員の変更や追加の場合に必要）
6	組織体制図	記入例１										△	△	△			△	△				△	△（人員の変更や追加の場合に必要）
7	管理者の経歴書	参考様式２										○											
8	サービス提供責任者の経歴書	参考様式２											○										
9	サービス提供責任者の資格を証明するものの写し												△										△（人員の変更や追加の場合に必要） ●居宅介護、重度訪問介護 介護福祉士、ヘルパー資格証等の写し ●同行援護 介護福祉士、ヘルパー資格証等の写し 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了証明書の写し ●行動援護 介護福祉士、ヘルパー資格証等の写し 行動援護従業者養成研修の修了証明書の写し（受講済みの場合）
10	サービス提供責任者の実務経験（見込）証明書	参考様式３ 参考様式３－２											△										△（人員の変更や追加の場合に必要） ●居宅介護、重度訪問介護、同行援護 ヘルパー２級の場合、３年以上の実務経験が必要 ●行動援護 知的障害者、精神障害者又は知的障害児への直接処遇の実務経験が３年以上必要。（行動援護従業者養成研修を未受講の場合は、知的障害者、精神障害者又は障害児への直接処遇の実務経験が５年以上必要。なお、令和６年３月３１日までの経過措置。） ●重度障害者等包括支援 当該事業所での３年以上の実務経験及び相談支援専門員の資格取得のための実務経験が必要
11	サービス管理責任者の経歴書	参考様式２												○									
12	サービス管理責任者の資格を証明するものの写し													△									△（人員の変更や追加の場合に必要） 「サービス管理責任者研修の修了証の写し」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講証明書の写し」（受講済みの場合）
13	サービス管理責任者の実務経験（見込）証明書	参考様式３ 参考様式３－２												△									△（人員の変更や追加の場合に必要）
14	相談支援専門員の経歴書	参考様式２																				○	
15	相談支援専門員の資格を証明するものの写し																					△	△（人員の変更や追加の場合に必要） 相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者現任研修の修了証の写し
16	相談支援専門員の実務経験（見込）証明書	参考様式３ 参考様式３－２																				△	△（人員の変更や追加の場合に必要）
17	従業者の実務経験（見込）証明書	参考様式３ 参考様式３－２																					●同行援護 視覚障害者への直接処遇の実務経験が１年以上必要。（同行援護従業者養成研修（一般課程）を未受講の場合） ●行動援護 知的障害者、精神障害者又は知的障害児への直接処遇の実務経験が１年以上必要。（行動援護従業者養成研修を未受講の場合は、知的障害者、精神障害者又は知的障害児への直接処遇の実務経験が２年以上必要。なお、令和６年３月３１日までの経過措置。）
18	従業者の資格を証明するものの写し																						●居宅介護・重度訪問介護 介護福祉士、ヘルパー資格証等の写し ●同行援護 介護福祉士、ヘルパー資格証等の写し 同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了証明書の写し（受講済みの場合） ●行動援護 介護福祉士、ヘルパー資格証等の写し 行動援護従業者養成研修の修了証明書の写し（受講済みの場合） ●重度障害者等包括支援 相談支援従事者研修修了証書の写し ●生活介護 医師の資格を証明する書類の写し、看護師等の資格を証明する書類の写し
19	平面図	参考様式４		○							○						△	△					△（変更がある場合に必要）
20	居室面積等一覧表	参考様式５		△							△						△	△					△（②・⑨…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要　⑮・⑯変更がある場合に必要）
21	設備・備品等一覧表	参考様式６		△							△						△	△					△（②・⑨…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要　⑮・⑯変更がある場合に必要）

番号	提出書類	様式	①事業所又は施設名称	②事業所の設置場所	③事業者（設置者）の名称	④主たる事務所の所在地	⑤代表者の氏名及び住所、生年月日、住所又は職名	指定に係る事業に関する事項証明書又はその登記しくは条例等（当該	⑦提供する障害福祉サービスの種類	⑧第三者により提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称	⑨事業所又は設備の概要及び設備の平面図	⑩事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	⑪事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	⑫事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	⑬主たる対象者	⑭運営規程	⑮事業所の種別（併設・空床型の別）	⑯指定事業所における当該施設の入所定員者の推定数又は空床型に	⑰協力医療機関との契約及び診療科目又は当該	⑱他の障害福祉サービス事業者等と連携体制の概要又は支援体制の	⑲連携する公共職業安定所等の名称	⑳相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴	留意事項
22	運営規程	運営規程例	○	○	○							△	△	△	○	○	○	○				△	△（事業の人員の条で、変更がある場合に必要）
23	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式７																					内容変更（担当者等）があれば添付
24	協力医療機関との契約内容	参考様式８																	○				
25	施設等の連携体制及び支援の体制	参考様式９ 別紙																		○			
26	事業所内外の写真			△							△												
27	案内図			○																			
28	事業計画書	記入例２																					
29	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	参考様式１０													△								△（主たる対象者を特定する場合に必要)
30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３６条第３項各号に該当しない旨の誓約書	参考様式１１			○	○	○																特定相談支援・障害児相談支援の場合は番号３１の書類を添付
31	指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書 指定障害児相談支援の指定に係る誓約書	参考様式１２ 参考様式１３			○	○	○																一般相談支援の場合は番号３０の書類を添付
32	役職員等名簿及び暴力団排除に係る誓約書	別紙			△	△	△																△（役員若しくは管理者に変更がある場合に必要）
33	旅客自動車運送事業の許可書等の写し																						居宅介護について通院等乗降介助を追加する場合（変更届、付表１、運営規定も添付）
34	医療法第７条の許可を受けた病院であることを証する書類																						
35	受託居宅介護サービス事業者との業務委託契約を証する書類																						
36	建物の構造概要が把握できる書類			△							△												△（重度障害者等包括支援、共生型（居宅介護・重度訪問介護、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）以外の場合に必要）
37	建物の所有関係が把握できる書類			△							△												自己所有の場合は建物登記の写し等、賃貸の場合は賃貸借契約書の写し
38	建築物関連法令確認記録報告書	参考様式１４		△							△												△（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要）
39	防火対象物使用開始届出書の写し等			△							△												△（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害者支援施設の場合に必要）
40	訓練・作業内容の計画	様式自由																					
41	障害福祉サービス事業者の開始届出書																						
42	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書																						
43	介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表																						
44	地域（地元）への事業説明																						
45	介護保険事業所の指定通知書の写し																						
46	人員配置に係る確認依頼について																						
47	業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）	第３号様式 第４号様式	○	○	○	○	○																事業所の開設場所の状況によって提出先が変わります。詳しくは障がい福祉課へお尋ねください。

※ 留意事項

上記一覧表に記載のない書類の提出が必要となる場合もありますので、ご留意ください。なお、以下の変更については、事前の審査が必要となるため、変更前に事前にご相談ください。

【 事業所（施設）等の所在地の変更 】
指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。事前の相談なく事業所を移転し、移転先が基準や法令違反物件であった場合、事業休止等が起こり得ますので、十分にご注意ください。

【 事業所（施設）等の構造・設備の変更 】
基準を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【 従たる事業所の新設 】
指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。なお、以下の「指定変更申請について」に記載されているサービスの場合、変更届ではなく事前に「指定変更申請」が必要となりますので、ご留意ください。

【 出張所の新設 】
基準を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【 共同生活援助の住居の追加 】

※ 指定変更申請について

次に該当する変更をする時は、変更予定日の前々月の末日までに指定変更の申請を行う必要があります。
変更申請は変更届とは異なりますので、ご注意ください。

- 生活介護事業の利用定員を増加させるとき
- 就労継続支援Ａ型事業の利用定員を増加させるとき
- 就労継続支援Ｂ型事業の利用定員を増加させるとき
- 障害者支援施設が施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）の種類を変更しようとするとき
- 障害者支援施設の入所定員（生活介護に係るものに限る。）を増加させるとき

※共同生活援助の住居の定員増は、変更届による手続きです。

指定基準のほか、関係法令を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。

【 定員の変更 】

定員を増加させる場合は、基準を満たしているか審査が必要なため、計画段階で必ず事前にご相談ください。なお、以下の「指定変更申請について」に記載されているサービスの場合、変更届ではなく事前に「指定変更申請」が必要となりますので、ご留意ください。

【 運営主体の変更 】

合併や譲渡等により運営法人が変更される場合は、変更届での手続は認めておりません。対象サービスの廃止と新規指定申請が必要となりますので、ご留意ください。